

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性・・・計画期間内に1名以上取得すること。

女性・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- ・令和3年1月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・令和3年3月 社内誌を活用した周知・説明会の実施